

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	【緊急支援】三股町学校給食費支援	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に伴い、小中学生の保護者の経済的負担を増やすことなく、給食の質を維持した学校給食を実施するため、学校給食会に対し給食費の値上がり分(材料高騰分のみ)を補助する。 ②小中学校の給食費の物価高騰分の減免に係る費用((三股町学校給食会への補助金に充当) ③ (1) 小学生 1,200円×10月×1,933人 = 23,196,000円 (2) 中学生 1,300円×10月×1,032人 = 13,416,000円 合計(1)+(2) 36,612,000円(うち、33,000,000円に交付金を充当) ※令和7年度、食材(特に米)等の物価高騰により、月額一人あたり小学生1,200円、中学生 1,300円を町が物価高騰分として補助する。 なお、これには教職員の給食費は含まれていない。 ※その他の財源:なし ④補助金の交付先は三股町学校給食会、対象者は小・中学生の保護者	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	【緊急支援】三股町学校給食費負担軽減補助金(中学生対象)R6補正分	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に伴い、特に教育費の負担が大きい中学生保護者の負担軽減を図り、子育て世代を支援するため、中学校の学校給食費の無償化(材料高騰分を除く)に取り組む。 ②中学校の給食費の無償化(三股町学校給食会への補助金に充当) ③ (1) 4,800円×10月×(1,005人-91人(※1))=43,872,000円 (※1) 要保護・生活保護者等数 (2) (4,800円÷2)×10月×22人(※2)=528,000円 (※2) 特別支援教育就学児童数 合計(1)+(2) 44,400,000円(うち、2,000,000円に交付金を充当) ※その他の財源:一般財源(ふるさと振興基金など)による。 ④補助金の交付先は三股町学校給食会、対象者は中学生の保護者	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	【緊急支援】三股町学校給食費負担軽減補助金(中学生対象)R7予備費分	【事業No6と同事業】 ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に伴い、特に教育費の負担が大きい中学生保護者の負担軽減を図り、子育て世代を支援するため、中学校の学校給食費の無償化(材料高騰分を除く)に取り組む。 ②中学校の給食費の無償化(三股町学校給食会への補助金に充当) ③ (1) 4,800円×10月×(1,005人-91人(※1))=43,872,000円 (※1) 要保護・生活保護者等数 (2) (4,800円÷2)×10月×22人(※2)=528,000円 (※2) 特別支援教育就学児童数 合計(1)+(2) 44,400,000円(うち、13,950,000円に交付金を充当) ※なお、これには教職員の給食費は含まれていない。 ※その他の財源:一般財源(ふるさと振興基金など)による。 ④補助金の交付先は三股町学校給食会、対象者は中学生の保護者	R7.4	R8.3